

野田市下水道事業 下水道使用料改定について（案）

目次

I 経営及び使用料の現状と課題の整理

使用料に関する現状分析	3
-------------	---

II 財政計画の見直しに関する検討

財政見通しの基本条件	7
------------	---

財政見通し結果（使用料改定がない場合）	11
---------------------	----

財政見通し結果（使用料改定する場合）	15
--------------------	----

III 下水道使用料体系見直しの検討

使用料改定を行う際の基本事項	21
----------------	----

新しい下水道使用料体系の検討	26
----------------	----

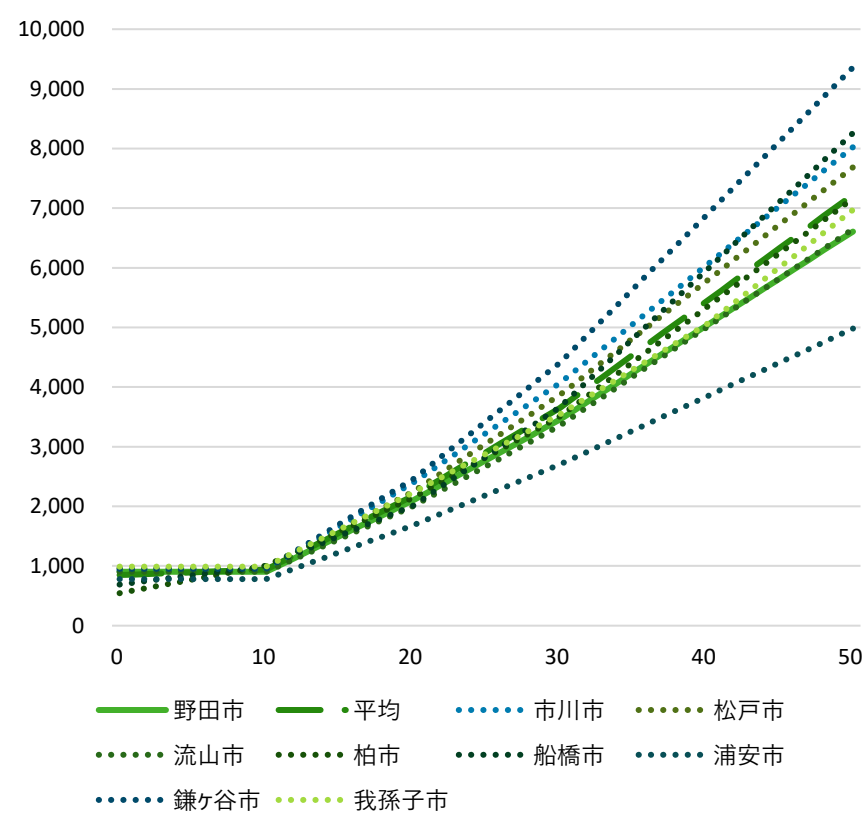
I 経営及び使用料の現状と課題の整理

使用料に関する現状分析

20m³当たりの使用料は平均値を下回っており、基本水量の水準検討を含め、今後増額改定の余地があると考えられます

下水道使用料体系の対象団体との比較（一般汚水の場合、50m³まで、税抜）

➤ 本市では基本使用料900円（10m³まで）と、11m³からの従量使用料で使用料を算定しており、20m³当たりの使用料は、本市を含めた9団体の平均値（2,139円）と同水準となっています。



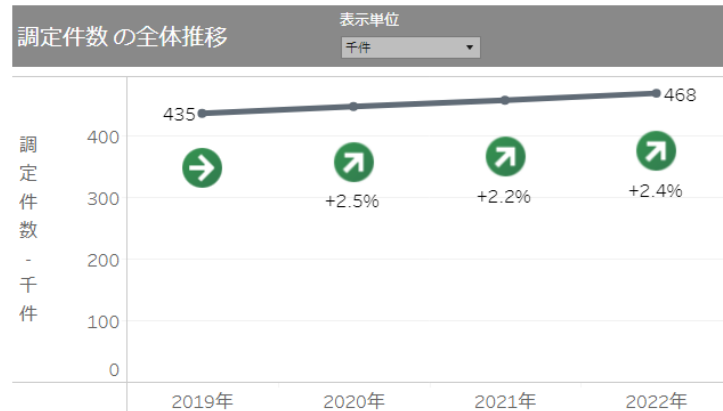
No.	団体名	20m ³ 当たり 使用料 ^{*1}	基本水量
1	鎌ヶ谷市	2,453円	10m ³
2	市川市	2,395円	10m ³
3	松戸市	2,244円	10m ³
4	我孫子市	2,230円	10m ³
5	柏市	2,143円	なし
-	平均	2,139円	-
6	野田市	2,100円	10m ³
7	船橋市	2,010円	なし
8	流山市	2,000円	10m ³
9	浦安市	1,680円	10m ³

^{*1} 日本水道協会が定めている水道事業ガイドラインにて、「世帯人数2〜3人の家庭の1か月の水道使用量を想定したもの。」とされています。

調定件数及び調定水量で10m³超30m³以下の使用者が過半数を占めている特徴を考慮して使用料体系を検討する必要があります

調定データの分析

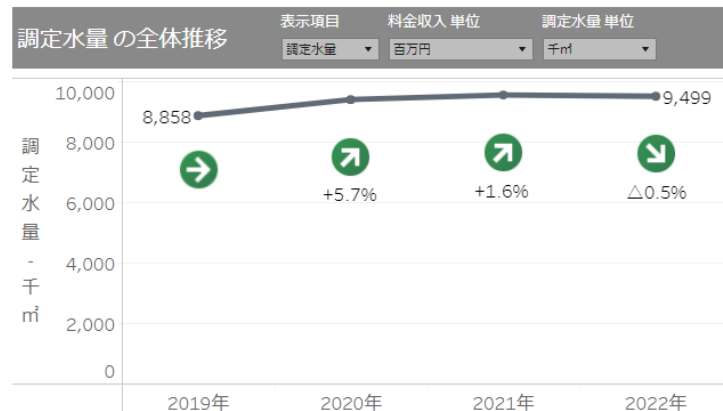
- 処理区域内人口の増加に応じて、調定件数及び調定水量も増加しています。
- 内訳は、10m³超30m³以下の使用者が全体半数を占めているため、使用料体系を検討する際に影響を考慮する必要があります。
- 一方で、調定水量の10%を占める500m³超の大口使用者への影響にも留意する必要があります。



調定件数のヒートマップ (表示年度: 2022年度 / 単位: 千件)

表示対象年度(下段も共通): 2022年度

		水量区分								総計
		~5	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~9999..	
一般	共通	59	82	166	108	45	5	2	1	468
総計		59	82	166	108	45	5	2	1	468



調定水量のヒートマップ (表示年度: 2022年度 / 単位: 調定水量 - 千m³)

		水量区分								総計
		~5	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~9999..	
一般	共通	159	633	2,529	2,652	1,627	280	477	1,142	9,499
総計		159	633	2,529	2,652	1,627	280	477	1,142	9,499

出所：2-①③野田市下水道使用料実績

本市の課題や特徴を踏まえた使用料の検討が必要です

分析結果及び課題

経営の課題	➤ 経営の効率性の各指標が平均値より劣っており、使用料水準を中心とした収支の改善が必要と考えられます。 ➤ 経営の健全性・自己財源以外への依存度の各指標が平均値より劣っており、企業債に頼ることなく、資金の適切な保有水準を検討する必要があると言えます。 ➤ 施設の効率性のうち水洗化率はやや改善しているものの、比較団体の平均値を下回っており、更なる改善が必要と言えます。
職員の課題	➤ 技術職員は減少傾向にあります。体制の弱体化や知見の不足により管渠等の維持管理が困難となり、将来的な下水道サービスの低下が懸念されます。
施設整備状況の課題	➤ 現時点では管渠の老朽化に対して即座に対応すべき課題はないものの、将来を見越した管渠の更新が必要と考えられます。
使用料の特徴	➤ 20m³当たりの使用料は平均値を下回っており、基本水量の水準検討を含め、今後増額改定の余地があると考えられます。 ➤ 調定水量の10%を占める500m³超の大口使用者への影響にも留意する必要があるものの、調定件数及び調定水量で10m³超30m³以下の使用者が過半数を占めている特徴を考慮して使用料体系を検討する必要があります。

Ⅱ 財政計画の見直しに関する検討 財政見通しの基本条件

下記条件により、使用料算定期間（3年～5年）を上回る、2073年度までの50年間を推計しました（1/3）

主な前提条件（収益的收入）

区分				2026～2073年度の推計方法（2024年度は予算を基礎）
収益的収支	収益的收入	営業収益	料金収入	➤ 料金収入：年間有収水量×使用料単価 ➤ 年間有収水量：1日当たり有収水量推計に基づき、年間日数で乗じて年間有収水量を算定。 ➤ 使用料単価＝2023年度単価を使用。 ➤ 1日当たり有収水量推計（生活用）＝2023年度実績の水洗便所設置済人口当たりの有収水量を起点とし、水洗便所設置済人口の増加率で推計 ➤ 水洗便所設置済人口＝水道事業の経営戦略において推計された令和5年度の有収水量にコーホート要因法による人口推計を踏まえた行政区域内人口×普及率×水洗化率 ➤ 普及率：2024年度から+0.5%/年、77.4%（行政区域内人口に対する前回の経営戦略での普及率目標）以降は横ばいで算定 ➤ 水洗化率：2019年度～2022年度が93～94%で著増減なく、94%で固定 ➤ 大口利用者からの料金収入：2020年度～2023年度の大口利用者の有収水量実績平均値×大口利用者の使用料単価 ➤ 改定率は将来の経費回収率・流動比率より算出
			雨水処理負担金	➤ 将来分の雨水に関する建設改良費を考慮して試算
			受託工事収益	➤ 見込まない
			その他	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値
	営業外収益	補助金	他会計補助金	➤ 基準内繰入金：水質規制費、高度処理費（用地に係る元金償還金以外のもの）、流域下水道等に要する経費、分流式下水道等に要する経費、特別措置分、児童手当に要する経費 ➤ 基準外繰入金：見込まない
			その他補助金	➤ 見込まない
		長期前受金戻入		➤ 固定資産台帳及び将来整備事業一覧より投資金額の財源見込みを算定
		その他		➤ 2020年度～2023年度実績の平均値
	特別利益			➤ 見込まない

※数値表記は四捨五入としている（以下同様）

下記条件により、使用料算定期間（3年～5年）を上回る、2073年度までの50年間を推計しました（2/3）

主な前提条件（収益的支出）

区分				2026～2073年度の推計方法（2024年度は予算を基礎）	
収益的収支	収益的支出	営業費用	職員給与費	基本給	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値×人件費上昇率1.95% ※2024年度以降の職員の増減は見込んでいない（以下同様） ※人件費上昇率は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より、過去投影ケースと成長移行ケースの賃金上昇率平均値を使用（以下同様）
				退職手当	➤ 見込まない
				その他	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値×人件費上昇率1.95%
			経費	動力費	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値×有収水量の予測値×物価上昇率1.45% ※同試算より、過去投影ケースと成長移行ケースの消費者物価上昇率平均値を使用（以下同様）
				薬品費	➤ 見込まない
				委託費	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値×人件費上昇率1.95%
				修繕費	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値×物価上昇率1.45%
				材料費	➤ 見込まない
				流域下水道管理運営負担金	➤ （年間有収水量+不明水量）×流域下水道管理運営負担金単価/1.1 ➤ 流域下水道管理運営負担金単価は、2025年度～2026年度は70.3円、2027年度～2029年度は71.4円、それ以降は過去の増加額から1年当たり増加額を推計し、5年ごとに増加すると推計
			減価償却費	➤ 固定資産台帳及び将来整備事業一覧より投資金額を算定	
			資産減耗費	➤ 2020年度～2023年度実績の平均値	
			その他営業費用	➤ 2022年度～2023年度実績の平均値×物価上昇率1.45%	
		営業外費用	支払利息	➤ 新規発行部分：半年元利均等償還、償還期間30年、据置期間5年、利率1.9% ➤ 既存発行部分：償還データ	
			その他	➤ 2021年度～2023年度実績の平均値	
		特別損失		➤ 見込まない	

下記条件により、使用料算定期間（3年～5年）を上回る、2073年度までの50年間を推計しました（3/3）

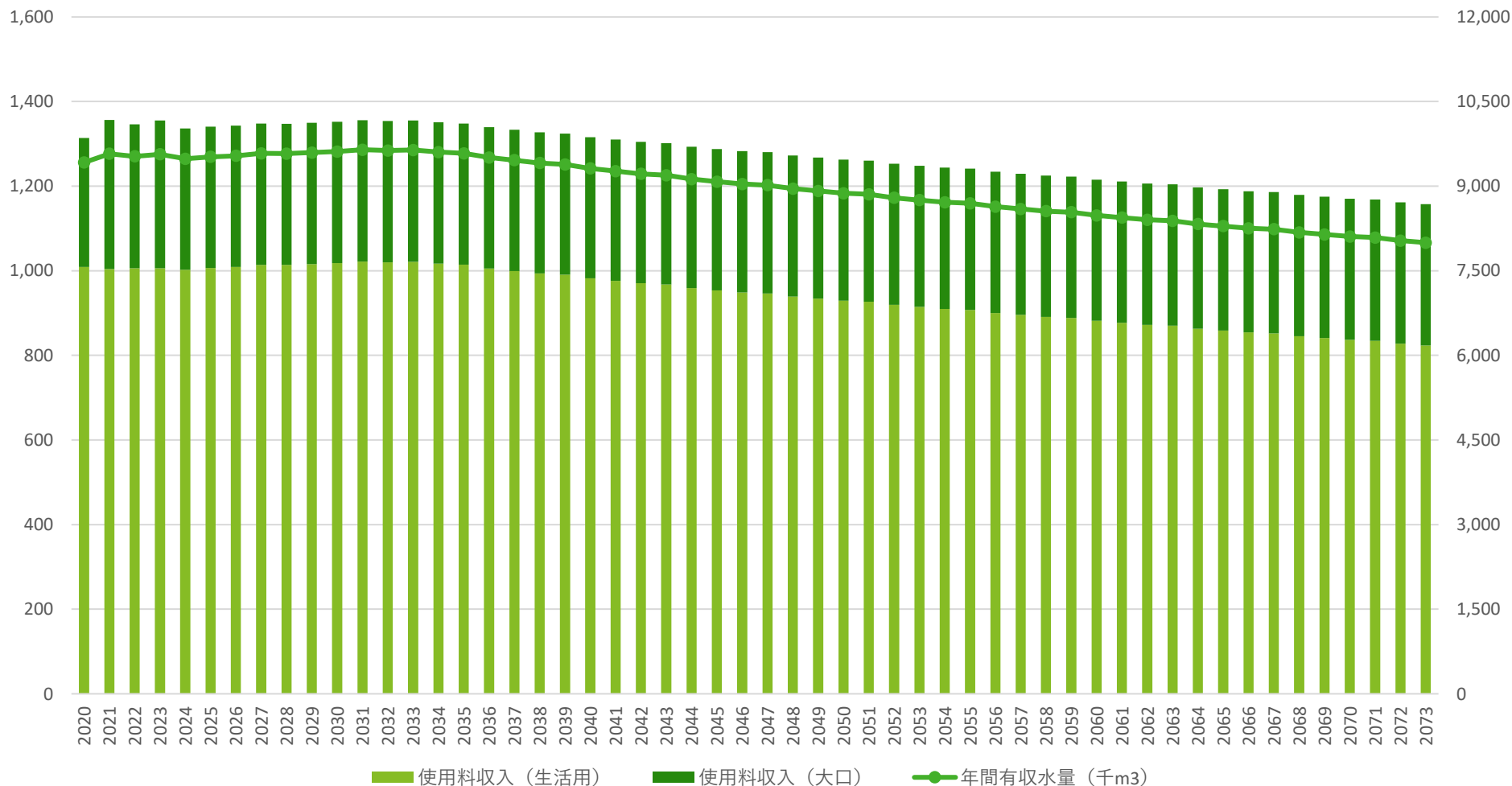
主な前提条件（資本的収支）

区分		2026～2073年度の推計方法（2024年度は予算を基礎）
資本的収支	資本的収入	企業債
		➢ 10年後の企業債残高が令和5年度を上回らない範囲で、建設改良費の財源として企業債で賄うものとし、事業ごとに個別に推計 ➢ 新規発行部分：半年元利均等償還、償還期間30年、据置期間5年、利率1.9%
		うち資本費平準化債
		➢ 2020年度～2023年度各年の臨時措置分割割合の平均値31.2%で推計
		他会計出資金
		➢ 基準内繰入金：特別措置分、雨水処理費（用地に係る元金償還金等）、高度処理費（用地に係る元金償還金等）、流域下水道事業債（臨時措置分の元利償還金相当額） ➢ 基準外繰入金：見込まない
		他会計補助金
		➢ 基準内繰入金：児童手当、基準外繰入金は見込まない
		他会計負担金
		➢ 見込まない
		他会計借入金
		➢ 見込まない
		国（都道府県）補助金
		➢ 固定資産台帳及び将来整備事業一覧より投資金額の財源見込みを算定 ➢ 新規投資分の財源割合35.09%
		固定資産売却代金
		➢ 見込まない
		工事負担金
		➢ 固定資産台帳及び将来整備事業一覧より投資金額の財源見込みを算定 ➢ 新規投資分の財源割合は2025年度～2032年度は4.3%、それ以降は2025年度～2023年度の工事負担金の金額の増減をもとに逓増度を算出し、1年当たり5.1%ずつ減少するよう設定
		その他
		➢ 見込まない
	資本的支出	建設改良費
		➢ 新規投資分：将来整備事業一覧から算定した投資金額をもとに職員給与費を加味して算定 ➢ 更新投資分：2027年度～2032年度の新規投資分総額の平均値を上限としつつ、職員給与費を加味して算定
		うち職員給与費
		➢ 2020年度～2023年度実績の平均値×人件費上昇率1.95%
		企業債償還金
		➢ 新規発行部分：半年元利均等償還、償還期間30年、据置期間5年、利率1.9% ➢ 既存発行部分：償還データ
	資本的支出	他会計長期借入返還金
		➢ 見込まない
		他会計への支出金
		➢ 見込まない
	資本的支出	その他
		➢ 見込まない

財政見通し結果 (使用料改定がない場合)

普及率及び水洗化率の向上により使用料収入は当面増加しますが、その後は人口減少に伴い、2073年には使用料収入は1,157百万円、有収水量は7,998千m³まで減少します

使用料収入（左軸、百万円、税抜）及び有収水量（右軸、千m³）推移



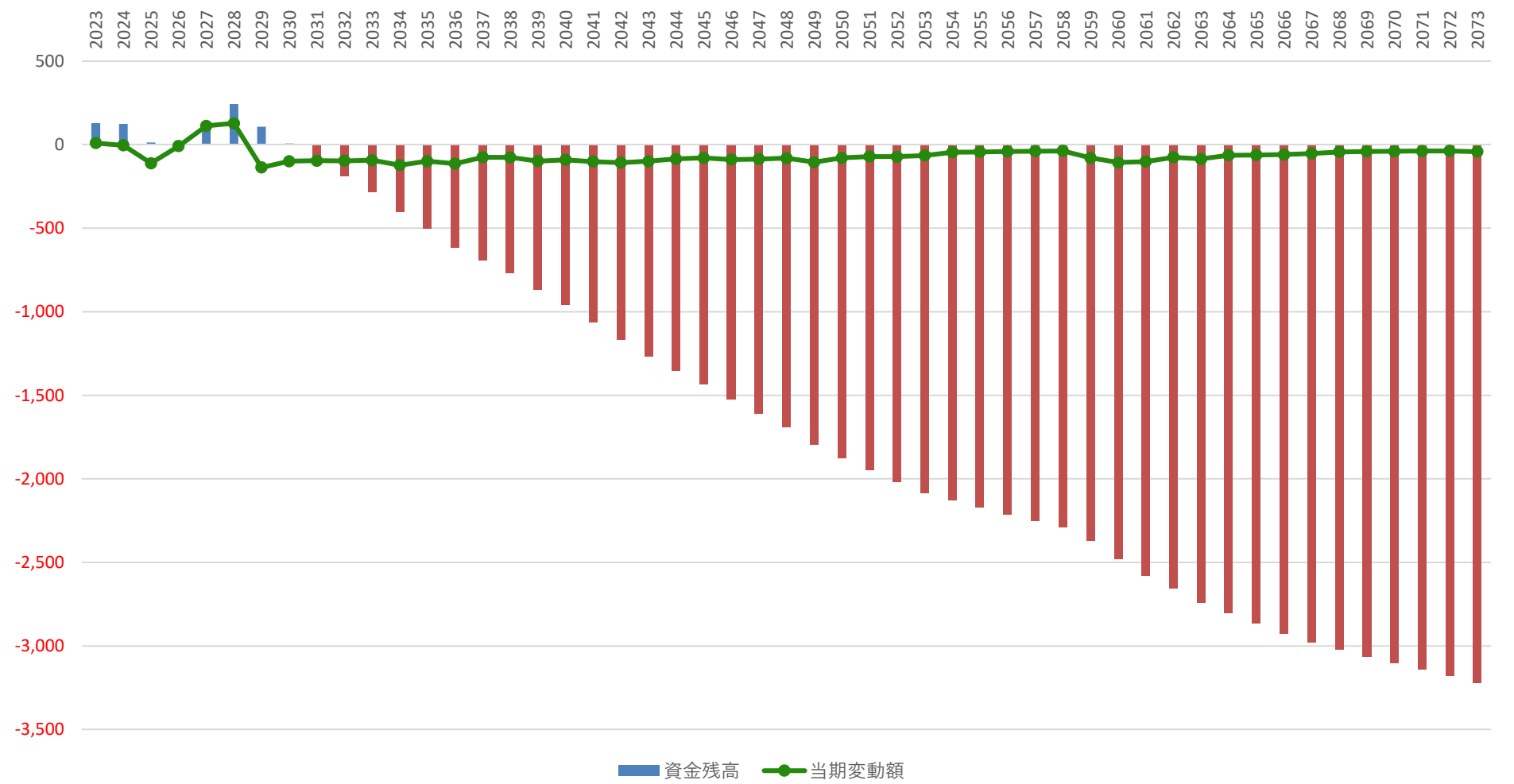
現状は黒字となっていますが、2025年度以降は3条赤字が継続し、累積欠損金が増加していきます

3条収支推移（百万円、税抜）



資金収支悪化により2031年度以降は継続してマイナスとなり、不足額は増加し続けます

現金収支及び資金残高推移（百万円）



財政見通し結果 (使用料改定する場合)

財政見通しを踏まえ使用料改定シミュレーションを実施した結果、2026年度に15.7%の使用料改定が必要となる見通しです

財政見通しを踏まえた使用料改定水準

【収支ギャップ解消の考え方】

- ・ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率に着目し、①2030年度において経費回収率が100%を下回らないこと、②企業債残高が過度に大きくならないこと、③2028年度以降の流動比率が100%となること、を前提として、必要な使用料収入の改定を行った場合の頻度（時期）・改定率をシミュレーションする。
- ・ 投資額については、2032年度まで新規投資のみを実施し、2033年度以降は更新投資のみを実施することとする。更新投資については、2027年度～2032年度の新規投資総額の平均値を上限としつつ、職員給与費を加味する。

【推計結果】

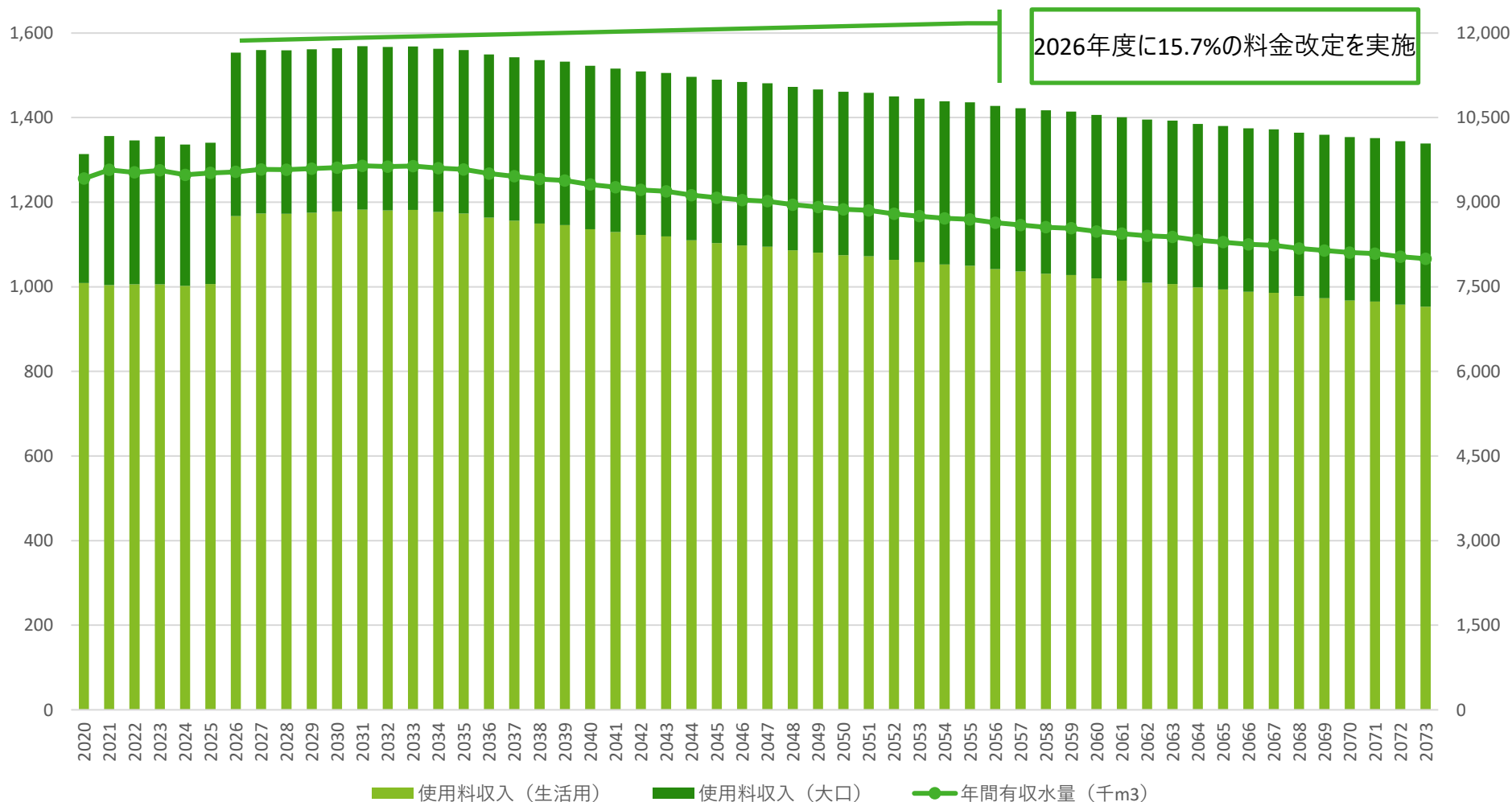
10年間の総投資額	1年当たり投資額	収支ギャップ解消に必要な使用料改定（10年間）	
		改定率	改定後の使用料単価
15,985百万円	1,598百万円	2026年度に15.7%改定	2023年度：141.7円/m ³ ⇒ 2025年度：163.9円/m ³

【現在までの改定の経緯】

- ・ 2008年度～2010年度にかけて段階的に使用料を改定し現行の使用料体系となった。

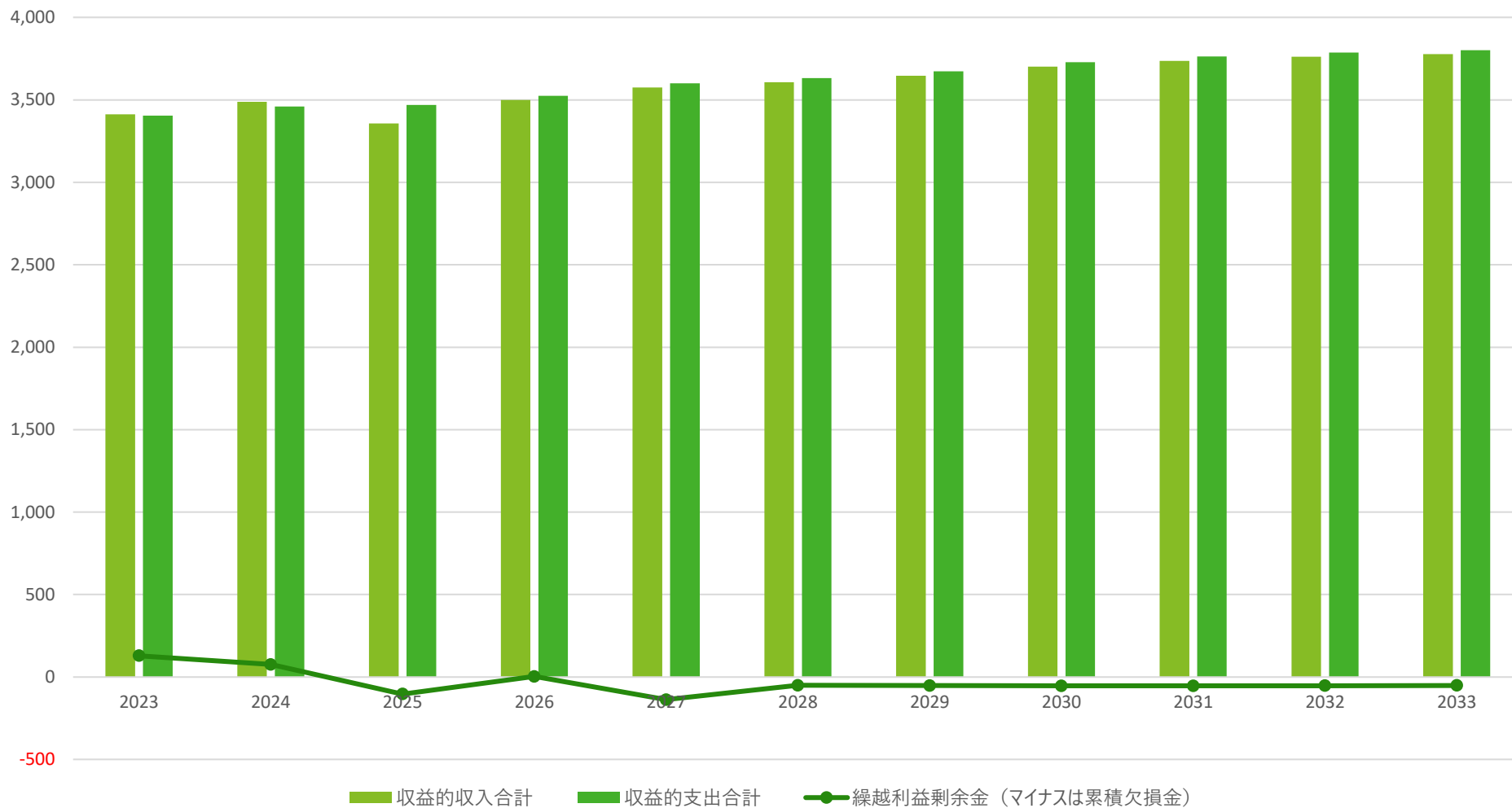
使用料改定により2073年度の使用料収入は、改定しない場合の1,157百万円から1,339百万円に改善します

使用料改定後の使用料収入（左軸、百万円）及び有収水量（右軸、千 m^3 ）推移



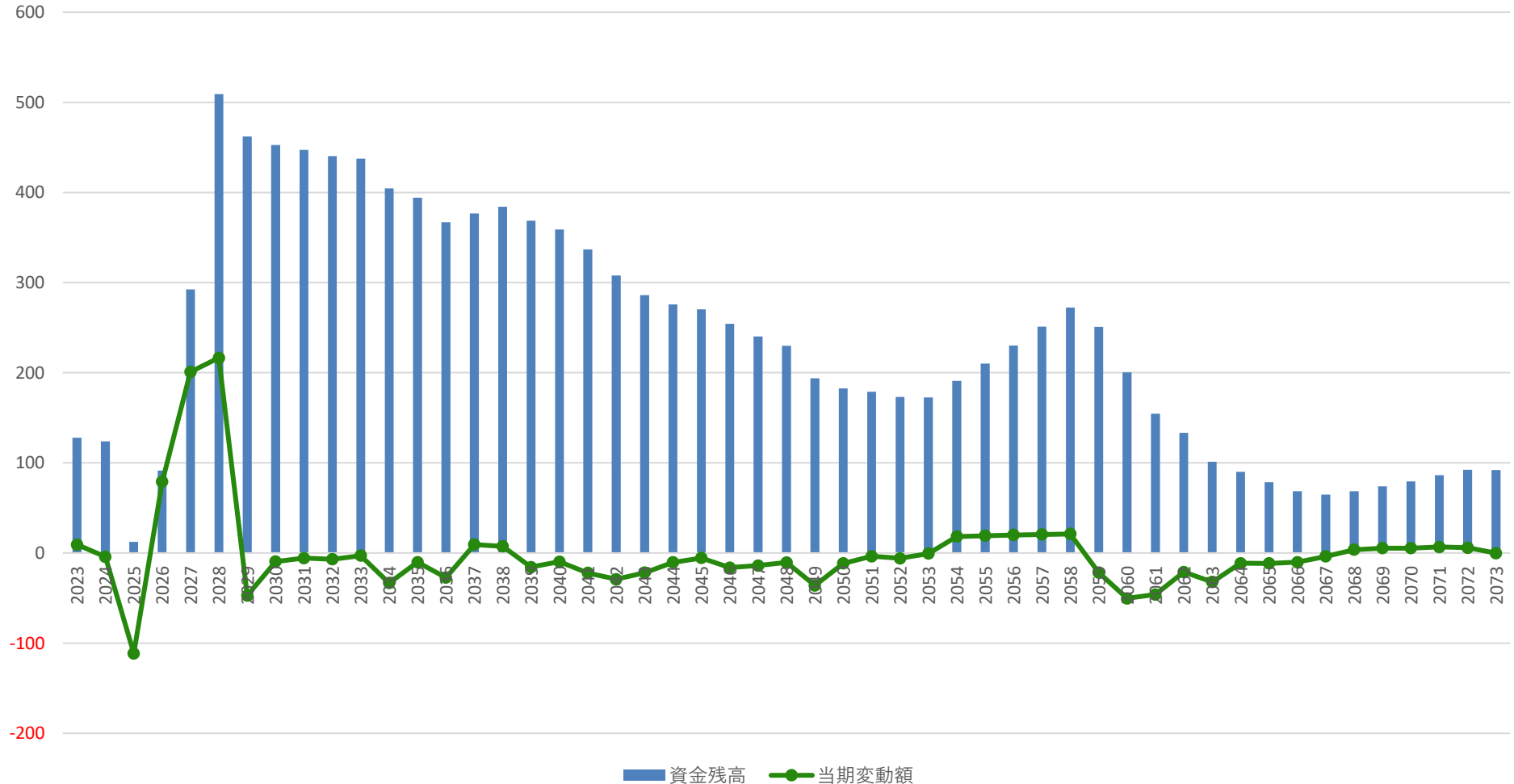
2026年度に使用料を改定することで、3条赤字額を減額させることができます

使用料改定後の3条収支推移（百万円、税抜）



使用料の改定により短期的に資金残高は増加しますが、長期的には、当期変動額がマイナスとなる年度が多く、一時的な増加は見られますが、資金残高は減少していきます

使用料改定後の現金収支及び資金残高推移（百万円）



独立採算制を確保するため、また、使用料改定を先延ばしにすることで改定率が高まり市民への影響が大きくなるため、早期・段階的な改定が望ましいと考えます

財政見通しのまとめ

目指すべき方向性 (数値目標)

- ❑ 経費回収率の改善（100%超）
- ❑ 事業経営を持続するために必要な資金残高の確保
（令和5年度の流動負債をもとに、流動比率100%を達成する水準）
- ❑ 2028年度の企業債残高（13,470百万円）をピークとして、企業債残高を圧縮



改定時期について

- 財政見通しの結果、基準外繰入金及び使用料改定を見込まない場合、2031年度以降は資金残高がマイナスとなる見込みであり、独立採算制が維持できなくなる。できるだけ早いタイミングで改定することが望ましい。
- 早期に使用料改定を実施しない場合、将来的な人口減少を考慮すると、次回改定時に大幅な使用料改定が必要になる。
- 使用料改定を実施する場合、市議会での使用料改定の議決が必要であり、その後、住民への周知期間やシステム改修に要する期間等を確保する必要があるため、一定の準備期間が必要である。

改定率について

- 2026年4月に料金改定を実施する場合、使用料で賄うべき経費を全額使用料で賄うためには、最低でも現状から+15.7%の使用料改定が必要となる。
- 15.7%改定した場合、2030年度における経費回収率は100%以上を確保できるが、以降経費回収率は減少し100%を割ることから、将来的にさらに改定する必要があると見込まれる。



以上より、経営状況の改善、安定した資金の確保、市民負担を鑑み、
2026年4月に使用料改定（15.7%程度）を実施することが望ましいと考えます

Ⅲ下水道使用料体系見直しの検討 使用料改定を行う際の基本事項

使用料体系の方向性を考えるに際し、使用料収入の受取側である下水道事業者（市）と支払側である使用者（市民、企業等）の両面から検討を行います

使用料体系に対する基本的な考え方

受取側：下水道事業者（市）

（基本的な考え方）

- 下水道は現代社会に必要不可欠な社会基盤であり、今後も多額の設備投資が必要である中、適切に整備し、維持・運営していけるよう、適切な使用料のあり方を検討します。
- このため、需要にかかわらず、安定した経営を行っていける使用料体系を検討していきます。



支払側：使用者（市民、企業等）

（基本的な考え方）

- 下水道事業はナショナルミニマムと位置付けられているため、使用者に過度な負担を強いないよう検討していきます。
- 特に、少量使用者の負担に配慮した使用料体系を検討していきます。

現行の下水道使用料体系に対して、使用料体系決定においては以下の5点が検討事項となります

現行の下水道使用料体系（野田市下水道条例 別表第3 税抜）

- 基本使用料と従量使用料の二部使用料制が採用されています。
- 基本水量が10m³で設定されています。
- 使用区分として「一般用」、「公衆浴場用」に大別し、使用料を設定しています。

②基本水量	区分	排除汚水量	使用区分		⑤用途別使用料
			一般用	公衆浴場用	
	基本使用料 (1月につき)	10立方メートル以下	900円	1立方メートルにつき 30円	③従量使用料の 逡増度
	従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートル以下	120円		
		20立方メートルを超え 30立方メートル以下	135円		
		30立方メートルを超え 50立方メートル以下	158円		
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下	203円		
		100立方メートルを超え 500立方メートル以下	252円		
		500立方メートルを超えるもの	307円		

④従量使用料の
水量区画

具体的な5点の検討方針は下記のとおりです

使用料体系の具体的な検討事項（1/2）

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針
①基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定	基本使用料と従量使用料の収入割合 31：69	基本使用料の割合を高めることで、排水量に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなるとされています。	下水道使用料算定の基本的考え方における算定例では、使用料対象経費の基本使用料収入30%、従量使用料収入割合が70%となっており、本市の現行は同水準であるため、現行を維持する方針とします。
②基本水量の設定	基本水量10m ³	使用量が基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとの指摘があります。 下水道使用料算定の基本的考え方では、ナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮する場合でも、基本水量制ではなく、対象とする水量区分について使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることも有力な選択肢とされています。	基本水量を減らす選択肢を含めて検討します。

具体的な5点の検討方針は下記のとおりです

使用料体系の具体的な検討事項（2/2）

検討項目	現状	検討の考え方	検討方針
③従量使用料の逡増度の設定	逡増度：2.56※	下水道使用料算定の基本的考え方では、需要変動リスクに対応するコストを水量区画別に調整・配賦し、従量使用料単価を算定する方法が示されています。	下水道使用料算定の基本的考え方では示されている方法に基づいて、水量区画別の従量使用料を設定することを検討します。 また、①②の結果を考慮し、少量使用者の負担が過度な負担増とならないように配慮し、最低従量単価の見直しを検討します。
④従量使用料の水量区画の設定	7段階	下水道使用料算定の基本的考え方では、水量区画を概ね3から9段階とし、排水需要実態等を考慮して使用料単価を決定することとされています。	現行の水量区画で特に課題は識別されていないことから、現行を維持する方針とします。
⑤用途別使用料の設定	浴場用の使用料を設定	浴場用の料金体系が設けられていますが、これまでの利用状況を踏まえて他の用途を設定するか検討することが考えられます。	現状同様、浴場用のみ設定する方向で検討します。

※逡増度は、従量使用料の「最高単価」÷「最低単価」で算出

新しい下水道使用料体系の検討

新しく示した各使用料体系案の概要は以下のとおりです

使用料改定パターンのまとめ（税抜）

パターン	概要
基本	財政シミュレーションにおいて、改定後5年後の経費回収率が100%を超える改定率15.7%を基準として改定20m ³ 使用時における使用料が2,430円になるよう設定 逓増度は基本水量なしの近隣団体を目安とし、区分別単価増減が一定の方向性となるように調整
案1	基本水量を5m ³ に下げ、基本使用料を990円に設定
案2	基本水量を5m ³ に下げ、基本使用料を1,080円に設定
案3	基本水量を5m ³ に下げ、基本使用料を1,500円に設定
案4（採用）	基本水量は10m ³ のまま、基本使用料を1,100円に設定
案5	基本水量は10m ³ のまま、基本使用料を1,200円に設定
案6	基本水量は10m ³ のまま、基本使用料を1,500円に設定

	水量区分	基本使用料	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～9999999	9999999～
現行	単価	900	0	120	135	158	203	252	307	307
	区分別単価増減		0	120	15	23	45	49	55	0
			10m ³ 使用時	20m ³ 使用時	30m ³ 使用時	50m ³ 使用時	100m ³ 使用時	500m ³ 使用時		
	使用料		900	2,100	3,450	6,610	16,760	117,560		
①	単価	990	28	130	165	200	240	285	335	335
②	単価	1,080	20	125	160	200	240	280	325	325
③	単価	1,500	16	85	125	165	205	250	295	295
④	単価	1,100	0	133	165	200	240	285	330	330
⑤	単価	1,200	0	123	155	190	230	275	325	325
⑥	単価	1,500	0	93	130	170	210	255	300	300

本市下水道事業及び本市の主な利用者への影響は以下のとおりです

案4を採用した場合の影響まとめ

影響の対象	影響の内容
本市下水道事業	基本使用料の金額を900円から1,100円に増額するため、排水量に影響されにくい、安定した企業経営を行いやすくなると考えられます。しかし、基本水量は現行と変更ないため、基本水量を減少させる場合に比べ、安定的な収入の確保には課題が残ります。
本市の主な利用者	基本使用料を増額するため、全体の改定率15.7%に対して、本市の利用者のボリュームゾーンである10m ³ 超30m ³ 以下の使用者の使用料増加率は、10m ³ 利用者が+22.2%、20m ³ 利用者が+15.7%、30m ³ 利用者が+18.2%とやや高めの水準となっています。しかし、基本水量を引き下げておらず、また基本使用料の増加額もほかのパターンに比べて小さいため、少量利用者への影響は少なくなっています。

単位 ：円	10m ³ 使用時	20m ³ 使用時	30m ³ 使用時	50m ³ 使用時	100m ³ 使用時	500m ³ 使用時	1000m ³ 使用時	2000m ³ 使用時	5000m ³ 使用時	10000m ³ 使用時
現行	900	2,100	3,450	6,610	16,760	117,560	271,060	578,060	1,499,060	3,034,060
案1	1,130	2,430	4,080	8,080	20,080	134,080	301,580	636,580	1,641,580	3,316,580
案2	1,180	2,430	4,030	8,030	20,030	132,030	294,530	619,530	1,594,530	3,219,530
案3	1,580	2,430	3,680	6,980	17,230	117,230	264,730	559,730	1,444,730	2,919,730
案4	1,100	2,430	4,080	8,080	20,080	134,080	299,080	629,080	1,619,080	3,269,080
案5	1,200	2,430	3,980	7,780	19,280	129,280	291,780	616,780	1,591,780	3,216,780
案6	1,500	2,430	3,730	7,130	17,630	119,630	269,630	569,630	1,469,630	2,969,630

改定後の下水道使用料体系（案）まとめ

令和 8 年 4 月 1 日より、下水道使用料の料金体系を次のとおりとしたいと考えております。

◎下水道使用料料金体系（改定後）

区分	排除汚水量	使用区分	
		一般用	公衆浴場用
基本使用料 (1月につき)	10立方メートル以下	1,100円	1立方メートル につき30円
従量使用料 (1立方メートル につき)	10立方メートルを超え 20立方メートル以下	133円	
	20立方メートルを超え 30立方メートル以下	165円	
	30立方メートルを超え 50立方メートル以下	200円	
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下	240円	
	100立方メートルを超え 500立方メートル以下	285円	
	500立方メートルを超えるもの	330円	

◎ 1 月あたりの下水道使用料（改定後）

排除汚水量	下水道使用料 (一般用)
10m ³ 使用時	1,100円
20m ³ 使用時	2,430円
30m ³ 使用時	4,080円
50m ³ 使用時	8,080円
100m ³ 使用時	20,080円
500m ³ 使用時	134,080円
1,000m ³ 使用時	299,080円
2,000m ³ 使用時	629,080円
5,000m ³ 使用時	1,619,080円
10,000m ³ 使用時	3,269,080円